

平成23年第2回

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成23年11月1日開会

平成23年11月1日閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会

平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録索引

議事日程	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局出席職員	1
説明のため出席した者	2
開会宣告	2
広域連合長挨拶	2
開議宣告	4
日程1 議長選挙について	4
挨拶	
加藤貞信君	5
日程2 議席の指定について	5
日程3 会議録署名議員の指名について	6
日程4 会期の決定について	6
日程5 副議長選挙について	6
挨拶	
○北村晋君	6
日程6 第7号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の 選任につき議会の同意を求めることについて	7
提案理由説明	
東村広域連合長	7
採決	7
挨拶	
○橋本副広域連合長	8
日程7 第8号議案 平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について	8
提案理由説明	
○東村広域連合長	8
質疑	
○松本朗君	9
○三上事務局長	10
○松本朗君	11
○三上事務局長	12
○松本朗君	13

○三上事務局長	1 3
採 決	1 3
日程 8 第 9 号議案 平成 2 3 年度福井県後期高齢者医療広域連合	
一般会計補正予算について	1 3
日程 9 第 1 0 号議案 平成 2 3 年度福井県後期高齢者医療広域連合	
後期高齢者医療特別会計補正予算について	1 3
提案理由説明	
○東村広域連合長	1 3
採 決	1 5
日程 1 0 一般質問	
○松本朗君	1 5
○三上事務局長	1 6
○松本朗君	1 7
○東村広域連合長	1 8
○松本朗君	1 9
広域連合長挨拶	1 9
閉会宣告	2 0

平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会議決事件一覧

(議案)

番 号	件 名	提出者	上 程 年月日	議 決 年月日	議決結果
第7号議案	福井県後期高齢者医療 広域連合副広域連合長 の選任につき議会の同 意を求めることにつ いて	広域連合長	23.11.1	23.11.1	同 意
第8号議案	平成22年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計・特別会計歳 入歳出決算の認定につ いて	〃	〃	〃	認 定
第9号議案	平成23年度福井県後 期高齢者医療広域連合 一般会計補正予算につ いて	〃	〃	〃	原案可決
第10号議案	平成23年度福井県後 期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療特別会 計補正予算について	〃	〃	〃	原案可決

平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び日程

月日	曜	時間	会議	場所	会議事項
11月1日	火	午後3時30分	本会議	福井県自治会館 多目的ホール	開会、議案上程、 質疑、採決、 一般質問、閉会

福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成 23 年 11 月 1 日（火曜日）午後 3 時 30 分開会

平成 23 年 11 月 1 日、平成 23 年第 2 回定例会が福井県自治会館多目的ホール（議場）に招集されたので、会議を開いた。

○議事日程

- 日程 1 議長の選挙について
- 日程 2 議席の指定について
- 日程 3 会議録署名議員の指名について
- 日程 4 会期の決定について
- 日程 5 副議長の選挙について
- 日程 6 第 7 号議案 福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程 7 第 8 号議案 平成 22 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程 8 第 9 号議案 平成 23 年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について
- 日程 9 第 10 号議案 平成 23 年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程 10 一般質問

○出席議員（22 人）

- 1 番 北條 正君 2 番 山崎 法子君
3 番 池尾 正彦君 4 番 北村 晋君
5 番 的場 輝夫君 6 番 新谷 欣也君
7 番 武田 敏孝君 8 番 平岡 忠昭君
9 番 玉邑 哲雄君 10 番 大久保恵子君
12 番 飯田 拓見君 13 番 向瀬 英渡君
14 番 北野 正勝君 15 番 砂子 三郎君
16 番 松村 治門君 17 番 村田 耕一君
18 番 谷口 健次君 19 番 加藤 貞信君
20 番 山川 豊君 21 番 松本 朗君
22 番 東野 栄治君 23 番 河合 永充君

○欠席議員（1 人）

- 11 番 嵐 等君

○事務局出席職員

- 事務局長 三 上 明 範
事務局次長 高 村 恒 之
業務課長 東 嶋 孝 市
会計管理者 本 多 充
業務課長補佐 山 岸 健
係 長 田 畑 佳 亨
係 長 川 尻 宏 和
係 長 川 江 邦 孝

○説明のため出席した者

広域連合長 東 村 新 一 君

副広域連合長 杉 本 博 文 君

副広域連合長 橋 本 達 也 君

○事務局長（三上明範君） 事務局長の三上でございます。本年3月に開催しました前回の議会以降、福井県後期高齢者医療広域連合議会の議長及び副議長の選出市町において、任期満了による選挙がありました関係上、現在、本議会では、議長、副議長ともに空席という状態であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本議会議員の中で年長の、あわら市の山川豊議員をご紹介します。

山川議員、議長席に御着席願います。

（山川議員は議長席へ。）

臨時議長（山川豊君） ただいま御紹介をいただきました、あわら市の山川でございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会は本日召集され、出席議員が定足数に達しておりますので議会は成立いたしました。

よって、これより開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日の欠席通告議員は、11番、嵐等君の1名であります。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

広域連合長（東村新一君） 本日ここに、平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、なにかとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

また、日ごろは、当広域連合の運営につきまして格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年4月に制度が開始されてからはや3年半を経過いたしました。制度導入当初には、その名称が感情的に批判されるなど、大きな混乱を見せたものの、制度が浸透してまいりました最近では、おかげさまで安定した制度運営ができていようように感じられるところでございます。

しかし、政権交代後の政府は、この制度を廃する法案の国会提出を望んでまいりました。しかしながらご承知のとおり、この改革法案につきましては、与野党や関係団体などとの調整がつかなかったため、先の

通常国会には提出ができず、政府・与党社会保障改革検討本部が6月30日に決定しました、社会保障と税の一体改革成案を受けた医療保険制度改革関連法案として、次の通常国会以降に提出する考えを明らかにいたしております。

したがって新制度への移行は、厚生労働省は最短で平成26年3月としておりますが、医療保険制度改革案の取りまとめにあたっては、与党内や関係団体から異論が出ており、今後も調整が難航することが予想されることです。特に国民健康保険制度運営の都道府県単位化を進めようとする政府に対し、全国知事会は、先週開催されました国と地方の協議の中で、国保制度の構造的な問題解決なくして受け入れは困難と、こう表明しており、この後期高齢者医療制度についても、拙速に新制度へ移行する必要はないとの意見を申し入れております。今後調整が難航しますと、さらに新制度への移行が遅れる可能性も出てまいりましたが、今回の改革におきましては、社会保障制度の安定性と持続可能性を目指すことはもとより、世代間の納得が得られ、国民的な合意のもとでの改革実現を願うところであります。

こうした中、現行制度におきましては、本年度中には、平成24年度、25年度の保険料率の算定も控えており、前回は保険料率上昇抑制のための方策が国からいろい

ろ示されましたが、今回も前回と同様、全国的に保険料率の上昇が見込まれることから、その指針や方策がこれから示されてくるものと思われま

す。当広域連合では、保険者として、今後の国の動向を注視しながら、現行の後期高齢者医療制度を引き続き円滑に、安定的に、そして機能強化をより一層図りながら運営してまいりたいと存じております。

本日は、「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めること」、「平成22年度一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定」、そして、「平成23年度一般会計補正予算」、「平成23年度特別会計補正予算」の4議案を提案させていただいております。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。

○臨時議長（山川豊君） 議事に先立ちまして、ここで御報告を申し上げます。

県内17市町から選出いただいております当広域連合議会議員のうち、7番、中村正彦君、14番、吉村春男君、以上の2名から当広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条及び第106条、第107条の規定に基づき、これを受理し、辞職を許可いたしました。

また、1番、河端満君、2番、原幸雄君、3番、清水正信君、5番、濱田守好君、6番、寺澤繁夫君、8番、山崎文男君、9番、

玉邑哲雄君、12番、森田稔君、16番、清水清蔵君、17番、西本恵一君、18番、高田訓子君、19番、栗田政次君、以上12名の方が各市町議会議員の任期を満了されました。この辞職等に伴い、新たに14名の議員が選出され、当広域連合議会議員に就任されましたことをあわせて御報告申し上げます。

ここで、新しく当広域連合議会議員となられました皆様を御紹介申し上げます。

氏名を事務局から朗読させます。

○事務局員（本多充君） それでは、命により氏名を朗読いたします。

北條正議員、山崎法子議員、池尾正彦議員、的場輝夫議員、新谷欣也議員、武田敏孝議員、平岡忠昭議員、玉邑哲雄議員、飯田拓見議員、北野正勝議員、松村治門議員、村田耕一議員、谷口健次議員、加藤貞信議員、以上でございます。

臨時議長（山川豊君） なお、このたび新たに選出されました議員の皆様につきましては、議事の進行上、ただいま御着席の議席を仮議席に指定いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりと定め、直ちに議事に入ります。

日程1 「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦の

方法によりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（山川豊君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長において指名することにしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

臨時議長（山川豊君） 御異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に加藤貞信君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま臨時議長において指名いたしました加藤貞信君を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○臨時議長（山川豊君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました加藤貞信君が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま議長に当選されました加藤貞信君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

ただいま議長に当選されました加藤貞信

君から御挨拶を受けることといたします。

(議長 加藤貞信君 登壇)

○議長(加藤貞信君) どうも皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました福井市の加藤でございます。ただいまは福井県後期高齢者医療広域連合議会の議長を拝命いたしましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

この後期高齢者医療制度は、少子化や医療制度の高度化に伴い医療費が増大する中、将来にわたって持続可能な医療制度とするため、老人保健制度を見直し、10年以上にわたって議論を重ねた結果、新たな高齢者医療制度として創設され、平成20年度から開始されたものでございます。くしくも私はその開始の年に、福井市から広域連合議会議員の命を受けまして、当時にご存じのとおり、あらゆる方面から厳しい意見を受けての船出であったことを思い出しております。

その制度も、開始から4年目を迎え、制度に対する理解も徐々に深まり、高齢者を支える医療制度として安定し、定着してきたものと思っておりましたが、既に、近い将来、新制度へ移行することが決定的となっているようでございます。

このような制度の改革時期に議長を拝命いたしまして、責任の重さを感じているところではありますが、新制度に移行するまでは、現行制度をしっかりと運営し、被保

険者の方が安心して生活できるよう、その負託に応えていくことが何より肝要であると考えております。

今後とも、議員各位の御支援、御協力をお願い申し上げまして、議長就任の御挨拶とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

(拍手)

○臨時議長(山川豊君) 以上をもちまして、臨時議長の職務はすべて終了いたしました。皆様の御協力によりまして、議長選挙は滞りなく終了いたしました。

ここで、議長と交代します。

議長は、議長席にお着きください。

どうもありがとうございました。

(臨時議長は自席へ。議長は議長席へ。)

○議長(加藤貞信君) これより私が議長の職務を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程2「議席の指定」を行います。

今回新たに当広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を事務局に朗読させます。

○事務局員(本多充君) それでは、命により、氏名と議席番号を順に朗読させていただきます。

1番、北條正議員、2番、山崎法子議員、

3番、池尾正彦議員、5番、的場輝夫議員、6番、新谷欣也議員、7番、武田敏孝議員、8番、平岡忠昭議員、9番、玉邑哲雄議員、12番、飯田拓見議員、14番、北野正勝議員、16番、松村治門議員、17番、村田耕一議員、18番、谷口健次議員、19番、加藤貞信議員、以上でございます。

○議長（加藤貞信君） 次に、日程3「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、

3番、池尾正彦君、4番、北村晋君を指名いたします。

次に、日程4「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程5「副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦の方法によりたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認め

ます。よって、議長において指名することに決しました。

福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に美浜町から選出いただいております、北村晋君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました北村晋君を福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北村晋君が福井県後期高齢者医療広域連合議会副議長に当選されました。北村晋君が議場におられますので、本席から当選を告知いたします。

当選の御挨拶をお願いします。

（副議長 北村晋君 登壇）

○副議長（北村晋君） 皆さん、こんにちは。美浜町議会議長の北村です。ただいま、副議長選挙におきまして、福井県後期高齢者医療広域連合議会の副議長を拝命いたしましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

議長を補佐し、福井県後期高齢者医療広域連合議会、また、後期高齢者医療制度の発展に向けて、誠心誠意取り組んでまいり所存でございますので、議員各位の御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げます。

す。

ありがとうございました。

(拍手)

○議長(加藤貞信君) 次に、日程6 第7号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第7号議案「福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めること」について、提案理由の説明を申し上げます。

福井県後期高齢者医療広域連合の副広域連合長につきましては、福井県後期高齢者医療広域連合規約第13条第1項の規定に基づき、議会の御同意を得て選任するものであります。

昨年11月の広域連合議会におきまして、あわら市の橋本達也市長が副連合長に選任されたところでありますが、本年4月のあわら市長の任期満了に伴い、副連合長としての任期も一旦満了となりました。よって、今回、改めてあわら市長であります橋本達也氏を選任いたしたく、議会の御同意をお願いするものであります。

橋本氏は、市長就任以前は、芦原町町議会議員、あわら市市議会議員を永年勤めら

れ、平成19年4月に市長就任以降も精力的に地方自治の発展に御尽力されておられ、人格、識見ともに、副広域連合長としてふさわしく適任と考えておりますので、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(加藤貞信君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本案は、人事に関する案件でありますので、一切の手続を省略し、直ちに採決に入りたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤貞信君) 御異議なしと認めます。よって、採決いたします。

ただいま議題となっております第7号議案につきましては、橋本達也君を選任することに同意を求められております。これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤貞信君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

ここで、橋本達也副広域連合長の出席を求めることにいたします。

(橋本副広域連合長入場、着席)

○議長(加藤貞信君) 出席をいただきました橋本副広域連合長から御挨拶を受けることとします。

橋本副連合長。

(副広域連合長 橋本達也君 登壇)

○副広域連合長(橋本達也君) ただいま、福井県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきまして、御同意を賜りました、あわら市長の橋本達也でございます。選任の御同意を賜りましたことに対しまして、心からお礼申し上げ、一言ご挨拶を申し上げます。

後期高齢者医療制度は、廃止が決定され、新たな高齢者の医療制度にバトンタッチをする予定でございますが、それまでの間、従前にも増して、被保険者の皆様に信頼され、安心して利用していただける制度運営を目指して、東村広域連合長とともに、誠心誠意取り組んでまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます、ご挨拶にかえさせていただきます。

○議長(加藤貞信君) 次に、日程7 第8号議案「平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

(広域連合長 東村新一君 登壇)

○広域連合長(東村新一君) ただいま上程されました第8号議案「平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、

提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき決算を調製し、同条第2項の規定により監査委員の審査に付し、「審査意見書」の提出を受け、同条第3項及び第5項の規定により、所要の書類を添えて議会の認定に付すものであります。

まず、別冊の「平成22年度歳入歳出決算書」の1ページ「決算総括表」をお願いいたします。

平成22年度の決算規模であります、一般会計及び後期高齢者医療特別会計を合計いたしまして、歳入決算額といたしまして、932億6,161万5,421円、歳出決算額といたしまして、922億7,532万7,940円で、差し引き額は、9億8,628万7,481円となっております。

次に、2ページ「一般会計歳入決算書」をお願いいたします。

予算現額の合計が5億2,692万6,000円、収入済額の合計が5億2,701万5,450円で、予算現額と比較して8万9,450円の増となっております。

次に、3ページ「一般会計歳出決算書」をお願いいたします。

予算現額の合計が5億2,692万6,000円、支出済額の合計が4億9,016万6,524円で、不用額が3,675万9,476円となっております。

次に、5ページ「特別会計歳入決算書」

をお願いいたします。

6ページに移っていただきまして、予算現額の合計が929億3,667万5,000円、収入済額の合計が927億3,459万9,971円で、予算現額と比較して、2億207万5,029円の減となっております。

次に7ページ「特別会計歳出決算書」をお願いいたします。

8ページに移っていただきまして、予算現額の合計が929億3,667万5,000円、支出済額の合計が917億8,516万1,416円で、不用額が11億5,151万3,584円となっております。

これらの結果によりまして、一般会計では3,684万8,926円、特別会計で9億4,943万8,555円の差し引き残額が発生いたしました。

これらにつきましては、それぞれ平成23年度に繰り越すこととし、後ほど御提案いたします「平成23年度一般会計及び特別会計補正予算」で措置させていただくこととしております。

以上、第8号議案「平成22年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定」につきまして、御説明をいたしました。

なお、この決算につきましては、お二人の監査委員による決算審査をお受けいただきまして、その「審査意見書」と、「主要な施

策の成果等報告書」を別冊のとおり配付させていただきますので、御確認いただき、何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤貞信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

21番、松本朗君から質疑の通告がありましたので、許可します。

21番、松本朗君。

（松本朗君 登壇）

○松本朗君 坂井市議会の日本共産党の松本です。質疑を行います。

はじめに、一般会計の委託料についてお尋ねします。

1,000万1,729円が計上されておりますが、その業務については、先ほどの説明の中でデータ入力ということでありました。昨年度は834万円で、増額しているわけですが、その主な理由についてお尋ねします。

また、この業務は、入力する派遣社員の方々であります。後期高齢者医療制度のデータ入力ということで、個人情報ということも含まれることになるかと思えます。

この点について、守秘義務等の問題についてどのように対策を立てておられるのか、その他について法的な問題はないのか、この点をお尋ねします。

さらに、この派遣会社を選定された理由についてお尋ねするものです。

それから、医療制度については減免申請というのが認められておりますが、この申請件数、減免件数、その金額についてお尋ねします。

それから国、県、広域連合の拠出金からなる財政安定化基金というのが福井県に設置されております。この基金は、保険料を上げないなど、そういうものとして活用することが示されておりますが、この財政安定化基金の現況については資料が出されておられません。この点について、具体的にどのようなになっているのかお尋ねします。

それから医療給付費の上昇の要因、それについてどのように考えられているのかについてお尋ねします。

それと高齢者が増加して、医療給付費も増額しております。保険料引き上げの要因が高まっているわけです。しかも、22年度決算で見ますと、被保険者の保険料収入が減額に、減少しております。その理由については、先ほど所得の減少に伴うものだというものであります。保険料引き上げを行わないために、当広域連合としてどのような対策を行ってきましたか。今ほど、私は22年度の決算をベースに論じているわけですが、23年度の現在の保険料の調定額の状況、医療給付の現況なども含めて答弁を求めます。

以上、簡単ですが、お尋ねします。

○議長（加藤貞信君） 松本明君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長 三上明範君 登壇）

○事務局長（三上明範君） 1点目の人材派遣契約に関する委託料についてのお尋ねでございますが、金額が増額しているということに関しては、ちょっとこちらのほうではわかりかねるということで、個人情報のことに関しては、私どものほうで入札を行いまして、アイビーエージェント株式会社と契約しているのですが、その契約上の中での守秘義務については、守るということで契約をしております。

次に、医療給付費の上昇の要因についてということで、そのことに関してですけれども、平成22年度の医療給付費は、対前年5.2%の増加となっており、1人当たりの医療給付費においても、3.5%の増加となりました。増加の要因の第1としまして、平成22年度の診療報酬の改定がございませぬ。ついで、平成23年3月に福井県から発表されました、これも先ほどの報告事項で報告させていただきましたけれども、福井県医療費適正化計画の進捗状況に関する評価の報告書では、本県は後期高齢者率が全国平均よりも高く推移していることや、医療の高度化、入院患者等の増加等が指摘されており、そうした要因により、医療給

付費が増加したものと推測いたしております。

前後しましたけれども、財政安定化基金の現況についてでございますけれども、財政安定化基金につきましては、当広域連合において予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因しました財源不足について、資金の交付、貸付を行うために、各都道府県において基金設置条例に基づき設置されているものでございますが、毎年、国、県と都道府県広域連合が3分の1ずつ負担することになっているものでございます。当広域連合におきましては、これまで交付、貸し付けの活用例はございませんけれども、御質問の残高について、約7億3百万円が積み立てられております。もう少し詳しくお知らせしますと、平成20年から積み立てしております、22年度末で7億298万9,683円が積み立てられております。

次に、減免申請の件ですけれども、平成22年4月から現在までの保険料減免申請の状況についてお答えいたします。

保険料免除申請は、火災や震災などに被災された方で、14人の被保険者の方から提出がありまして、14人すべての人の申請年度の保険料を免除しております。保険料減免等の対象とした保険料は、当該賦課年度に属する保険料64万8,100円のうち、減免を申請した日において納期限

が未到来であった44万5,900円を免除しております。

次に、前回の保険料改定時において、保険料引き上げを行わないために講じた対策についてお答えいたします。

前回の保険料改定は、平成21年度に設計が行われており、厚生労働省から示された数値を基に、平成22年度、23年度の被保険者数や所得の状況、療養給付費等総額の見込み等によりまして設計を行ったところ、軽減策を講じなければ均等割額で1,000円アップと、所得割率で0.86ポイントのアップとの試算結果となりました。

当広域連合におきましては、被保険者の負担の軽減を図ることで、保険料剰余金を被保険者へ還元しなければいけないとの判断のもと、保険料剰余金を活用した抑制を図ることとして、現行の保険料を据え置きにしました。

23年度の調定額ということでの御質問ですけれども、ちょっと今手元に資料がないので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

○議長（加藤貞信君） 松本朗君。

○松本朗君 派遣会社のことでお尋ねしましたが、通告に直接、前年比、前年より引き上げられていることは入れてはおりませんが、そういうことが出ないのはちょっと残念だと思います。

もう1つは、この入札の経過、設定され

た理由です。つまり何社でどのような入札方法をとったとか、そういうことについて改めてお尋ねします。

それから、今現在どのような対策を行ってきたのかということについて、今言われましたが、その上で、今やられてきて、私は23年度の調定額の状況、要は保険料収入の状況とか、23年度の決算見通しなんかもある程度の段階で見通される時期にきていると思うんです。そういうことを踏まえて、24年度以降の保険料が決まってくるわけですが、その点でどのように今検討されているのかということについていかがでしょうか。

○議長（加藤貞信君） 事務局長。

○事務局長（三上明範君） 人材派遣委託料のことですが、委託契約に関しましては、一般公募とし、平成22年2月26日に地方自治法第234条の規定によりまして一般競争入札を行い、同法第234条の3の規定によりまして平成25年3月までの長期継続契約として契約を締結いたしております。これに関しましては、平成21年9月の政権交代により、制度の廃止が当時は平成25年3月とうたわれていたことから、それまでの契約期間としたものでございます。

次に、入札に参加した業者についてでございますけれども、5社ございました。

入札は、派遣者1人の1時間当たりの金

額を入札するもので、入札の結果としまして、アイビーエージェント株式会社が880円、株式会社医療サポートが1,380円、テンプスタッフフォーラム株式会社が1,050円、株式会社ニチイ学館が1,150円、株式会社ヒューマンデザインが910円となりまして、最低金額を入札したアイビーエージェント株式会社と契約いたしております。

ここで先ほどの追加でございますけれども、守秘義務につきましては、先ほども言いましたように、アイビーエージェント株式会社と契約書の中で、しっかりと取り決めを行っておりますのでお知らせします。

次に、「24年度の見通しについてということ」ということで、お話をさせていただきますと、平成24年度の見通しについてでございますが、先ほども言いましたように、被保険者の所得が伸び悩む中にありまして、被保険者数と医療費の増加が見込まれることから、何の手立ても講じなければ前回の設計時よりも保険料の大幅な上昇は避けられない状況であると認識いたしております。当広域連合におきましては、被保険者の皆様に十分配慮して保険料をできる限り抑制するという基本的な考え方から、これまでの保険料剰余金を積み立てている療養給付費等準備基金を最大限に活用することを検討しております。

なお、今後、厚生労働省から示される保

険料の算定に当たっての具体的な数値や方針等、更には12月に決定される診療報酬改定を加味しながら、保険料をできる限り抑制するという考えのもと、十分な検討を行い、保険料の改定作業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤貞信君） 松本朗君。

○松本朗君 最後にお聞きしますが、私が今、質疑でいろいろお尋ねしたことは、そんなに特別難しい議論をしているわけじゃないです。基本的な資料の提出で間に合うところもあると思うんです。ですから、こういう契約案件などは、議決案件ではないけれども、参考資料として、当然、決算資料あるいは経過報告の資料としてホームページにアップするとか、議会の時に出すとか、そういうことが必要ではないかと思えます。

財政安定化基金の状況なども同じですけども、その点について最後に答弁を兼ねてお尋ねします。

○議長（加藤貞信君） 事務局長。

○事務局長（三上明範君） 今、議員からいただきました御意見に関して、今後、中で十分協議しまして、皆さんに、被保険者の方にできる限りお知らせできる方向で考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（加藤貞信君） 以上で通告による

発言はすべて終了いたしました。

ただいまから討論に入ります。

討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

よって、採決いたします。

第8号議案につきましては、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤貞信君） 起立全員です。よって、そのように決しました。

○議長（加藤貞信君） 次に、日程8 第9号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」及び日程9 第10号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） ただいま上程されました第9号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」及び第10号議案「平成23年度福井県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療特別会計補正予算」につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第9号議案の平成23年度一般会計補正予算から説明いたします。

議案3ページをお願いいたします。

平成23年度一般会計補正予算であります。補正額は歳入歳出とも3,684万9,000円を増額し、予算総額で4億9,181万円とするものであります。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

歳入につきましては、「第4款 繰越金」を3,684万9,000円増額しております。これは、平成22年度の広域連合運営経費の決算剰余金であり、5ページを御覧いただきますと、歳出の「第4款 諸支出金」において、国及び各市町に3,684万9,000円を返還するものであります。

次に、第10号議案、平成23年度特別会計補正予算についてであります。

議案6ページをお願いいたします。

補正額は、歳入歳出ともに9億8,645万1,000円を増額し、予算総額で9億3,980万8,000円とするものであります。

おめくりいただきまして、7ページをお願いいたします。

まず、歳入においては、「第1款 市町支出金」で、平成22年度分の療養給付費の市町負担金を精算した結果、8市4町にお

いて追加負担が生じたため3,701万2,000円を増額しております。

「第9款 繰越金」では、平成22年度の決算剰余金として9億4,943万9,000円を増額しております。

おめくりいただきまして、8ページをお願いいたします。

歳出につきましては、「第6款 基金積立金」では、療養給付費等準備基金及び臨時特例基金に平成22年度決算に係る保険料剰余金1億4,155万8,000円を積み立てるものであります。

「第8款 諸支出金」では、平成22年度療養給付費負担金等の精算による返還金8億4,489万3,000円を増額するものであります。

何とぞ十分なる御審議の上、妥当なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（加藤貞信君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

質疑及び討論の通告はありませんでしたので、直ちに採決したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（加藤貞信君） 御異議なしと認めます。

それでは、第9号議案及び第10号議案を一括して採決いたします。

原案のとおり決することに御異議ござ

いませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(加藤貞信君) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次に、日程10 一般質問を行います。

一般質問は、通告に従い、21番、松本朗君の一般質問をお受けいたします。

21番 松本朗君。

(松本朗君 登壇)

○松本朗君 一般質問を行います。

保険料、それから主要施策報告書の充実についてお尋ねします。

最初に主要施策報告書についてであります。先ほどの質疑との関連もありますので、簡潔に質問しますし、簡潔にお答えいただければ結構です。

主要施策の成果等報告書が決算添付資料として作成されておりますが、これをもっと充実し、議会審査に足るべきものにするのが求められています。各市町の主要施策報告書の例はそれぞれ違いはあると思いますが、当広域連合の報告書は、余りにも不十分ではないでしょうか。言うまでもなく、成果報告書は広域連合の事務の成果を報告し、明らかにするものであり、その前提として、基本的データの明示は決算審査に欠かせません。高齢者医療制度に関する専門的なデータを明らかにすることを求めます。

先ほど議会に報告する報告資料が出され

ましたが、こういうものは、議案配付と一緒に成果報告書に組み入れるもの、あるいは資料として別添するもの、いろいろあるかと思いますが、議案審査に必要な資料及び事前配付が当然ではないでしょうか。

以上の点について、その充実を求めますとともに、連合長の考えをお尋ねします。

第2は保険料についてであります。先ほど東村連合長は、挨拶の中で、この後期高齢者医療制度について、安定しているように思うということをおっしゃいました。しかしこれは、発足後数年の推移の中での感想ではありまじょうが、今の制度をそのまま続けていきますと、既に傾向は顕著にあらわれておりますけれども、医療費は増える、高齢者も増えると。先ほど事務局長が質疑の中の答弁でもあったように、このままいくと、保険料の引き上げということも当然のこととなるわけです。

今の国民、特に高齢者を取り巻く社会福祉環境というのは、非常に厳しいものがありますから、医療を受けるという人間の尊厳を保障する制度の中にあって、保険料がどんどん引き上げられるという仕組みそのものは改められなければならない。その点ではこの後期高齢者医療制度というのは、本質的な矛盾があるものだというふうに考えております。

その点について、これは通告外ではありますが、連合長としての所見があっ

たらお答えいただきたいと思います。

この保険料についてであります。24年度に新たな保険料ということになるわけです。先ほどの審議の中でも最大限上げないように、基金なども使うということも答弁でありました。22年度決算を見ますと、療養給付費準備基金は、約10億円積み増しされまして、実質単年度収支はマイナスになっているものの、会計上は一定の余裕もあると思われまして、その準備基金25億円というのは保険料収入の23%でありまして、つまりそれだけ25億円、これまでの保険料の徴収にゆとりがあったということでもあります。したがって、その保険料の準備基金を、引き上げ要因をなくすために充当することは当然のことではありますが、引き上げをしないというだけで済むのかどうか、状況によっては引き下げもできるのではないのかということも考えています。その点について、具体的な答弁を求めるものです。

それでもう1つは、この後期高齢者の医療制度の保険料というのが、高齢者が10%負担するということになっているわけですが、医療費総額は前年比で4.9%増えて、955億円、後期高齢者と65歳以上の障害者、いずれも医療を必要とする機会が多くて、いわゆるハイリスクグループと言えるわけでありまして。このグループが保険料を負担するということが、大変困難で

ありますけれども、この保険料を引き上げないためには、さらなる県と国の財政措置を求めるべきではないでしょうか。

この点について、連合長にお尋ねいたします。

以上、最初の質問とします。

○議長（加藤貞信君） 松本君の質問に対する理事者の答弁を求めます。

事務局長。

（事務局長 三上明範君 登壇）

○事務局長（三上明範君） まず、主要施策の成果の報告書の充実についてのお尋ねについてお答えいたします。後期高齢者医療制度は、制度開始からまだ4年目ということで、今回御認定をお願いいたしました決算もまだ3回目の決算に過ぎません。よって、後期高齢者医療制度に関するデータの蓄積も乏しく、議員の皆様にお示しできるようなデータがなかなかありませんでしたけれども、3年分のデータがそろいましたので、少し、年ごとの比較もできるようになりましたので、全員協議会への報告事項においてではございますけれども、今回報告をさせていただいております。議員の御指摘どおり、後期高齢者医療の現状を知っていただくためには、基本的なデータの提供は欠かせないものであります。しかしながら、主要施策の成果報告書につきましては、当該年度における成果報告書の形式をとっておりますので、経年推移のデータ

等につきましては、今回のような全員協議会への報告事項で報告させていただきたいと思っております。

なお、この資料につきましては、今後は少しでも早く皆様のお手元に届くよう努力してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、来年度の保険料を見直すに当たりどのように検討されているかについてでございますけれども、先ほども質疑の中で回答をさせていただきましたけれども、来年度の保険料改定に当たり、市町、広域連合におきまして、被保険者の皆さんに十分配慮し、保険料をできる限り抑制するという基本的な考え方から、療養給付費等準備金を最大限に活用することを検討しております。今後、厚生労働省から示されます保険料算定における具体的な数値や方針、更には診療報酬改定等を加味しまして、保険料をできる限り抑制するという考えのもと、十分な検討を行い保険料の改定を進めたいと考えております。

繰り返しになりますが、今の状況としまして、まだ厚生労働省から具体的な数字等、また、12月までに決定される診療報酬等の改定がわかりませんので、具体的な数字についてはまだお知らせすることができない状況となっております。

次に、保険料を引き上げないために、国や県に対して更なる財政措置を求めるべき

ではないかという御質問でございますけれども、保険料の負担軽減を図るためにも、国の財政措置につきましては、当広域連合をはじめ、全国の広域連合が強く要望しているところでありまして、全国組織である全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じまして、本年6月に国に対して要望活動を行っております。

また、来る11月17日に東京都内で行われます全国の臨時広域連合長会議が開催されますので、その後、厚生労働省に対して秋季要望活動を行うこととなっております。その中におきまして、当広域連合では、保険料改定に係る具体的な要望として、第3期保険料改定では、被保険者の負担を最大限に軽減すべく、国において十分な財源を確保し、保険料の上昇抑制を講じること、更には、現行制度が継続する限り保険料の軽減措置を継続し、その財源を全額国において負担することを強く要望したところでございます。

○議長（加藤貞信君） 松本朗君。

○松本朗君 再質問させていただきます。

保険料の問題について、私が先ほど最初の質問の中で、この制度の基本的な問題について連合長所見があったら求めたいというように言いましたが、その点については、回答、答弁がありませんでした。やはり基本的な問題についてどのように見解を持っているかということは、非常に大きな

問題だと私は思いますので、連合長、何かあれば答弁をいただきたいと思います。

あわせて、先ほどの答弁に対してでありますけれども、国に対する要望としてやられているということでもあります。同時に、当連合として、保険料を上げない、または下げられる可能性があるのなら下げるべきだと思いますけれども、そのために基金の活用ということで、特別会計の中の基金の活用が答弁でありましたけれども、県に置かれている財政安定化基金が9億円積まれているということでもあります。これも、22年度の保険料を引き上げないためということで、厚労省は財政安定化基金を活用するということを言っておりました。当広域連合にも通知はあったと思います。ですから、これもあわせて活用して、この制度そのものが残り少ないわけですから剰余金を残したまま解散するわけにはいきませんので、保険料を引き上げない、さらには引き下げるという状況になるのなら、それを目指して最大限基金を活用することが必要なのではないのでしょうか。その点についてお尋ねします。

それからもう1点ですけれども、県は法定負担しかやっていません。県の負担です。だからここは、県に対して、保険料引き下げの直接的な要因ではありませんけれども、せめて、事務局長も県から来られていますけれども、県の職員の人件費くらいは県が

払うということを求めたらどうでしょうか。額としてはそう大きな額ではありませんけれども、みんなこの広域連合を運営するために各市町から職員を派遣して運営しているわけですから、県の応分の、それぐらいの負担をするということも必要ではないでしょうか。その点についてお尋ねします。

○議長（加藤貞信君） 連合長。

○広域連合長（東村新一君） 今も保険料アップについての御心配をしていただきましての御質問がありました。確かに先ほどから、私のほうの答えでも申し上げておりますように、また御指摘のように、高齢者の人口が増えて医療費がアップしていく、何ら手立てを行わないでおけば、当然に歳出総額が増えるわけですから、それを保険料ですべてカバーしようとするれば、保険料はアップをせざるを得ない、そういう危機感があるのは確かであります。前回の22年度、23年度のときの単価改正のときにも、同じような危機感を持っていたわけですから、国の方もいろいろな手当、財源措置、そういうふうなものをしたというふうなことを含めて、今日、22年度、23年度は特段アップをせずに済むことができました。今回も24年度、25年度は非常に今、不安はあるわけですが、そういった制度を国のほうで十分に取られていただいて、そして我々のところへもその制度に従った財源措置をしてもらう、

そういう要望というものを続けているというのが説明をしたところであります。

アップについては、当然御指摘のように、財政状況的にもまだ1つありますけれども、こういうようなものも当然視野に入れていかなければならないと思いますが、まだ細かな制度設計そのものが十分にまだ示されておきませんので、今、現段階でどのぐらいの金額をどうするというような判断のところまでは申し上げることができないというのが現状かと思っています。

それと、県は法定負担以外にも、人件費等の措置があればすべきではないかというお話がございました。これも1つの考え方としてあるのかもしれませんが、今は、そもそもが市町村の延長線上であるこの広域連合ですが、国のほうも県のほうに単位化できないかというふうな話を国保との関係も含めて持っています。知事会は、先ほど私がお話もさせていただいたように、なかなか今のところは難しいという状況の中でありますので、今、おそらくこの話を進めていっても、なかなか折り合いはつかないところがあるかと思っています。ここはもう少し大きなところでの制度設計そのものがどう推移をするのかということを見きわめる必要があると思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（加藤貞信君） 松本朗君。

○松本朗君 連合長、答えていただきまし

てありがとうございます。

そこは、先ほど私が指摘したことは、やはり、県の負担にしろ、国の取り組みにしろ、積極的に取り組んでいくべきだと思いますし、答弁はありませんでしたが、最大限基金を視野に入れると、財政安定化基金を視野に入れるという答弁でありましたので、そういうことも含めて、今の状況ですと22年度決算でも基金を積みますような状況ですから、上げるということではなくて、下げる可能性もぜひ追求していただきたいということを強調して質問を終わります。

○議長（加藤貞信君） 要望でよろしいですね。

以上で通告による案件はすべて終了いたしました。

これで、一般質問を終了します。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

ここで、連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

連合長。

（広域連合長 東村新一君 登壇）

○広域連合長（東村新一君） 平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会が閉会されるに当たり、一言お礼を申し上げます。

議員各位には、長時間にわたり、提案させていただきました各議案について慎重な

る御審議をいただき、本日ここに妥当なる御議決を賜りましたことに、厚くお礼申し上げます。

今後も、現行制度の円滑な運営と、被保険者の皆様にとってより有効な新制度に移行できるよう、鋭意取り組んでまいる所存でございます。議員各位におかれましても、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが閉会に当たっての御挨拶いたします。

ありがとうございました。

○議長（加藤貞信君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成23年第2回福井県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦勞様でした。

午後4時46分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

福井県後期高齢者医療広域連合議会

臨時議長

山川豊

議長

加藤貞信

署名議員

池尾正彦

署名議員

北村晋